

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	奈良県桜井市

桜井市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担 当 部 署 名	まちづくり部農林課
所 在 地	〒633-8585 桜井市大字栗殿432番地の1
電 話 番 号	0744-42-9111
FAX 番 号	0744-48-3121
メールアドレス	nourin@city.sakurai.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・アライグマ・サル・カラス
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	奈良県桜井市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害金額	被害面積
イノシシ	水稻、果樹、野菜ほか	303万円	228a
ニホンジカ	果樹、野菜ほか	173万円	114a
アライグマ	果樹、野菜ほか	94万円	40a
サル (令和4年度被害見込み)	果樹、野菜ほか	2万円	2a
カラス	果樹・野菜	199万円	52a
合計		771万円	436a

(2)被害の傾向

○イノシシ 山間・中山間地域等を中心に農作物被害、農地の法面崩落等の被害がある。さらに比較的平坦部に近い畑や居住地にも出没しており、住宅の植木等や生ごみを荒らすなどの被害が報告されている。被害面積、被害金額、捕獲頭数は年度により大幅な増減がある。 ○ニホンジカ 山間・中山間地域等を中心に農作物、果樹や苗木の食害、立木への皮剥ぎ等の被害があり、公道にて車両等との接触事故が起きているが被害金額は減少傾向にある。 ○アライグマ 特定外来生物に指定されているアライグマについては、桜井市全域において農作物の被害がある。また、空き家等を住処にしている等、住環境被害が報告されている。被害金額は減少傾向にある。 ○サル 目撃情報が寄せられているが、噛みつき等の人的被害はここ数年間は報告されていない。複数での目撃情報は皆無であることから、はぐれ猿の可能性が高く、市内で群れで生息している可能性は低い。 ○カラス 桜井市全域にて確認されており、農作物被害は増加傾向にある。
--

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和3年度) (サルのみ令和4年度被害見込み)		目標値(令和7年度)	
被害総額(万円)	イノシシ ニホンジカ アライグマ サル カラス 計	303万円 173万円 94万円 2万円 199万円 771万円	イノシシ ニホンジカ アライグマ サル カラス 計	303万円 172万円 93万円 1万円 198万円 767万円
被害面積(a)	イノシシ ニホンジカ アライグマ サル カラス 計	228a 114a 40a 2a 52a 436a	イノシシ ニホンジカ アライグマ サル カラス 計	228a 113a 39a 1a 51a 432a

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○有害鳥獣捕獲業務委託 (一社)奈良県猟友会桜井支部(駆除隊約30名)に有害鳥獣捕獲(イノシシ・ニホンジカ・鳥類)の委託を行っている。 ○捕獲機材の購入 国補の交付金を活用し、桜井市鳥獣被害防止対策協議会が捕獲檻等を購入し、市から業務委託を受けた奈良県猟友会桜井支部が運用している。 ○狩猟免許取得者補助事業 桜井市で有害鳥獣駆除活動に従事することを条件にわな猟免許取得するものに対して補助を行っている。 ○有害野生獣防除設備購入補助事業 上記の狩猟免許取得者補助事業に該当する者で、新規にイノシシ・ニホンジカ用捕獲檻を購入するものに補助、または市民でアライグマ用捕獲檻を購入するものに補助を行っている。 ○捕獲機材の貸出 アライグマに関しては、捕獲檻を貸出し、平成22年に策定したアライグマ防除計画に従い捕獲を行っている。	○捕獲担い手の確保 狩猟免許取得者補助事業や有害野生獣防除設備購入補助事業により、猟友会員の確保に努めているが、会員数は横ばい若しくは微減である。現在の有害捕獲体制を維持するために、今後も継続的な人員確保に努める必要がある。

防護柵の設置等に関する取組	○ 防護柵設置補助事業 農業者に対して、侵入防止（護）柵等の設置時に補助を行い、電気柵等の防護柵の普及推進を図っている。 予算枠の拡大や、対象農地の拡大などに取り組み、効果的な防止柵を設置している農地の増加に努めている。 ○ 有害野生獣防止柵支給事業 イノシシ等の被害のある大規模農地のある集落に対し、ワイヤーメッシュ柵の支給を行い、被害防止に努めている。 柵設置時には市から設置指導に赴き、効果的な柵の設置に努めている。	○ 防護柵設置後の維持管理 防護柵設置後適切な維持管理が必要となるが、集落の過疎化、高齢化により維持管理に必要な人手が不足している。農家以外の方も含めた集落全体での組織作りが課題である。
---------------	---	--

生息環境管理その他の取組	農業者や地域住民が雑木林の伐採等による緩衝帯の整備や周辺環境の点検等を実施するほか、農作物の取り残しや放任果樹を適正に管理するよう指導を行っている。また、侵入防止柵の対策を行うとともに各種対策事例の検証を行い、被害防止に取り組んでいる。	○ 市民への周知の機会 被害防止を行うための知識を市民に広く周知する機会が必要である。
--------------	---	--

(5) 今後の取組方針

引き続き、本市の鳥獣被害の主たるイノシシ・ニホンジカに対し、（一社）奈良県猟友会桜井支部が山間地域において、わな猟を主に捕獲を実施している。また個々の農業者は、侵入防止（護）柵設置等の対応を実施している。現在の体制を維持するため、今後も桜井市鳥獣被害防止対策協議会を中心として、狩猟者の技術向上・狩猟免許取得の推進・被害防止の意識啓発のため研修会等を開催し、共通した課題を持つことにより地域一体で鳥獣被害から農作物を守っていくことや、農地の環境を維持する目的意識を定着させていく。また侵入防止柵等の設置後に、維持管理の徹底が必要になってくるため、指導強化を引き続き実施していく。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○イノシシ・ニホンジカ （一社）奈良県猟友会桜井支部に委託を行い、年間を通じて箱わなによる捕獲を行っている。さらに被害地区の自治会長より本市農林課に駆除依頼の提出があれば、猟友会の選抜隊によりくり罠で緊急的に捕獲を行っている。また、現地の実情を把握するため、桜井市鳥獣被害対策実施隊員が捕獲現場に赴き、捕獲個体の運び出し等の補助を行っている。 ○アライグマ 農作物の被害にとどまらず、住宅街への出没が増加していることから、市民に対してもアライグマ捕獲の啓発を行い、捕獲檻の貸し出しを行い、市内全域での迅速かつ積極的な捕獲を推進する体制をとっている。 ○サル 現在、農作物被害の報告は受けていないが、人的被害の事例があるため、目撃情報のあった地区に実施隊員が捕獲檻を設置し、捕獲にあたっている。 ○カラス 被害地区の自治会長より本市農林課に駆除依頼の提出があれば、猟友会の選抜隊により

はこ畀で緊急的に捕獲を行う。

(2)その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～令和7年度	イノシシ ニホンジカ カラス	国の交付金を活用した捕獲機材等の導入

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○イノシシ・ニホンジカ 奈良県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、可能な限り捕獲活動を推進し、近年の実績を参考にし、さらなる個体数の低減を図ることのできる数値を設定する。 ○アライグマ 可能な限り捕獲活動を推進し、近年の実績を参考にし、さらなる個体数の低減を図ることのできる数値を設定する。 ○サル 群れの形成等を防ぐため、単独個体も捕獲に努めるため、過去の年間目撃情報件数の平均値に設定する。 ○カラス 目撃情報により数値を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	600頭	600頭	600頭
ニホンジカ	600頭	600頭	600頭
アライグマ	200頭	200頭	200頭
サル	3頭	3頭	3頭
カラス	100羽	100羽	100羽

捕獲等の取組内容
○イノシシ・ニホンジカ 年間を通じて捕獲檻、くくり罠、銃猟による捕獲を行う。ただし、くくり罠については被害地区の自治会長より駆除の依頼があった場合のみ設置。 ○アライグマ 年間を通じて捕獲檻、くくり罠、銃猟による捕獲を行う。また、市や桜井市鳥獣被害防止対策協議会所有の捕獲檻を貸出し、捕獲を行う。 ○カラス 被害地区の自治会長より駆除の依頼があった場合のみ、期間限定ではこ罠を設置。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ	10km ワイヤーメッシュ柵等	10km ワイヤーメッシュ柵等	10km ワイヤーメッシュ柵等

(2)侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～令和7年度	イノシシ ニホンジカ アライグマ サル	設置後の侵入防止柵については、除草作業や定期的な見回りなど適切に管理する。

5. 生息環境管理その他被害防止政策に関する事項

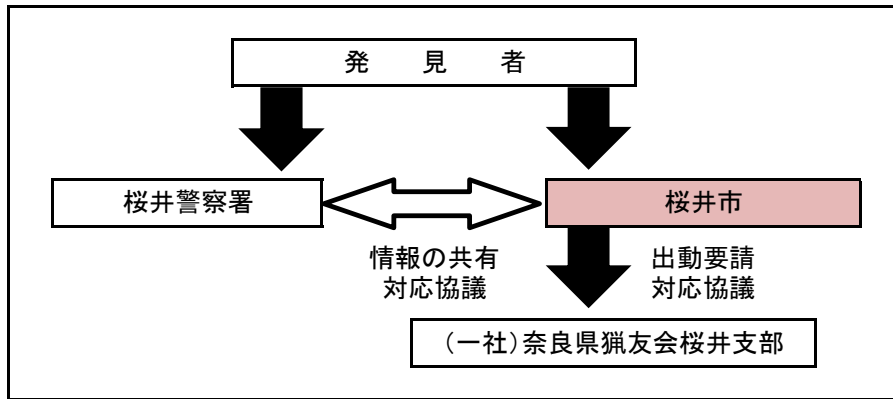
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～令和7年度	イノシシ ニホンジカ アライグマ サル	農業者や地域住民が雑木林の伐採等による緩衝帯の整備や周辺環境の点検等を実施するほか、農作物の取り残しや放任果樹を適正に管理するよう指導を行う。また、侵入防止柵の対策を行うとともに各種対策事例の検証を行い、被害防止に取り組む。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の
対処に関する事項

(1)関連機関等の役割

関係機関等の名称	役割
桜井市	情報収集、連絡調整、注意喚起、捕獲活動
(一社)奈良県猟友会桜井支部	捕獲活動
桜井警察署	情報収集、注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- イノシシ・ニホンジカ
イノシシやニホンジカについては、食肉等への利活用を推進する。また、食肉等に適さない場合及び利活用後の残渣については地域環境に充分配慮したうえで、市の管轄する焼却施設を利用し焼却処理を行う。
- アライグマ
県家畜保健衛生所に搬入し、安楽死措置処分を行い、市の管轄する焼却施設で焼却処理を行う。
- サル
市の管轄する焼却施設で焼却処理を行う。
- カラス
市の管轄する焼却施設で焼却処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状利用なし。今後情報収集に務める。
ペットフード	現状利用なし。今後情報収集に務める。
皮革	現状利用なし。今後情報収集に務める。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術)	現状利用なし。今後情報収集に務める。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	桜井市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
○桜井市	・協議会の運営 ・狩猟免許取得推進 ・狩猟者の育成 ・鳥獣被害軽減のための各種活動実施 ・関連情報の提供 ・有害鳥獣捕獲の実施
○(一社)奈良県猟友会桜井支部	・有害鳥獣捕獲の実施 ・狩猟技術の指導・育成
○奈良県中部農林振興事務所	・関連情報の提供と助言指導
○奈良県農業協同組合川東営農経済センター ○奈良県農業共済組合中部支所 ○大和高原南部土地改良区 ○桜井市農業委員会事務局	・地元支部長及び農家への助言 ・関連情報の提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年12月1日に桜井市鳥獣被害対策実施隊を設置し、有害鳥獣の捕獲、被害調査、防護柵の設置指導、啓発活動等を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

桜井市鳥獣被害防止対策協議会が中心となり、地元農林業者等の協力を得ながら被害防止対策の取り組みを進める。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

実施隊員の捕獲技術の向上に努め、新規狩猟者増加のため、狩猟セミナー等を開催するよう検討する。
--